

各位

令和7（2025）年7月14日

中居正広代理人

〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル225区 東京丸の内法律事務所

弁護士 長 沢 美智子

弁護士 笹 本 摂

弁護士 遠 藤 友 規

弁護士 菱 山 光 輝

〒108-0073

東京都港区三田3-11-36

三田日東ダイビル7階

一色法律事務所・外国法共同事業

弁護士 長 沢 幸 男

当職らの疑問に対する第三者委員会からの『A&S』に関する回答について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当職らは第三者委員会に対する令和7年7月5日付書面において、「調査報告書が日弁連の第三者委員会ガイドラインに違反し、その全部または一部が『A&S』なるところに対し、事前に開示・共有されていたのではないかという疑い」として、第三者委員会に対して説明を求めました。

第三者委員会は、令和7年7月7日「A&S」が渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「渥美坂井法律事務所」といいます。）であること、WORDの作者名が残る方法でPDFファイルを生じたこと、及び第三者委員会のメンバーが無断でファイルを流用したことを認め、第三者委員会が渥美坂井法律事務所に開示・共有をおこなっていたものではないという釈明をしました。

当職らは、令和7年7月9日渥美坂井法律事務所から、渥美坂井法律事務所は、受任方法を含め、守秘義務違反、秘密漏洩といった類の事故を起こさないよう大変厳しいコンプライアンス体制を整えておられること、渥美坂井法律事務所内の弁護士への調査によっても本調査報告書には一切関与していないこと等の説明を受けました。

当職らとしては、本件のように社会的影響の大きい事案において、第三者委員会が他案件のファイルを無断で流用して報告書を作成し、かつ、WORDの作者名が残る方法でPDFファイルを生じるなど到底事前に想定もしえないことでした。他案件のファイルを流用する行為は、他案件の守秘義務のある情報を誤って流出しかねない重大な問題行為です。

日弁連のガイドラインが求める中立性・公正性の観点からすれば、第三者委員会の報告書は一切の予断なく白紙の状態から作成されるべきであり、守秘義務・情報管理の観点からしても、他案件の無断でのファイル流用が発生したこと自体極めて遺憾と言わざるを得ません。しかしながら、そもそも当職らの批判は、第三者委員会の調査手続きに向けられたもので、渥美坂井法律事務所を対象とするものではありません。また、当職らは渥美坂井法律事務所から説明を受け、現在は渥美坂井法律事務所が第三者委員会の杜撰な本調査報告書に一切関わりがないことを確認しております。

本件は情報管理を徹底しなければならない第三者委員会の杜撰さが発端となって偶然引き起こされた可能性の高いことだにご理解いただき、渥美坂井法律事務所に関する報道等は、当職らの真意に反するものです。

敬具